

京都市会公印規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市会議長 卷 野 渡

第3条第2号中「市会事務局総務課長」の右に「(以下「総務課長」という。)」を加える。

第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(印影の印刷)

- 第6条 議長が必要があると認めるときは、公印の印影の印刷をもって公印による押印に代えることができる。
- 2 公印の印影を印刷しようとする責任者(この項の規定による決定について京都市会公文書取扱規程の規定により起案責任者となる者をいう。次項において同じ。)は、総務課長に合議したうえ、議長の決定を受けなければならない。
 - 3 公印の印影を印刷した責任者は、印刷に使用した印影及び原版を直ちに廃棄するとともに、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管しなければならない。
 - 4 公印の印影を印刷に使用するため、電子計算機を使用して磁気ディスクその他これに類する記録媒体(以下「磁気ディスク等」という。)に公印の印影を記録しようとする責任者(この項の規程による決定について京都市会公文書取扱規程の規定により起案責任者となる者をいう。次項において同じ。)は、総務課長に合議したうえ、議長の決定を受けなければならない。
 - 5 磁気ディスク等に公印の印影を記録した責任者は、記録に使用した印影を直ちに廃棄するとともに、磁気ディスク等に記録した公印の印影を使用する必要がなくなったときは、速やかに、総務課長に合議したうえ、議長の決定を受け

て、当該公印の印影を消去しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)